

町有財産売払募集要項

1 売払い物件及び売却価格

物件番号	所在地	地目	実測面積 (m ²)	用途 地域	建ぺい 率(%)	容積率 (%)	売却価格(円)	
							被災者	被災者以外
柳瀬 ①	宝達志水町 柳瀬チ 67 番 8	宅地	340.72	区域外	—	—	1,704,000	3,143,000
柳瀬 ②	宝達志水町 柳瀬チ 67 番 10	宅地	339.72	区域外	—	—	1,619,000	3,096,000
柳瀬 ③	宝達志水町 柳瀬チ 67 番 11	宅地	359.74	区域外	—	—	1,478,000	3,167,000

※ この要項で「被災者」とは、次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 令和6年能登半島地震の被災者で発災当時居住していた住宅において、罹災証明書の判定が「全壊」の者
- (2) 令和6年能登半島地震の被災者で発災当時居住していた住宅において、罹災証明書の判定が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」であり、かつ当該住宅の全部をやむを得ず解体する必要があると市町長が認めた者

2 申込方法

(1) 申込用紙の配布場所

宝達志水町役場（2階）財政課窓口にて配布します。

申込用紙の配布時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

なお、土日祝日は配布しておりません。

※申込用紙は、町ホームページの「宅地を売却します」からもダウンロードできます。

(2) 申込受付期間

受付は土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(3) 提出書類

- ① 町有財産売払申込書兼同意書【様式第1号】
- ② 住民票（発行後3か月以内のもの）
- ③ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）
- ④ 誓約書【様式第2号】
- ⑤ 罷災証明書（コピー可） **※被災者の場合**
- ⑥ 被災した住宅を解体、撤去及び処分した（又はする）ことを証する書類（コピー可）
※被災者の場合

⑦ その他審査を行うために必要と認める書類

(4) 提出場所

宝達志水町財政課（宝達志水町役場2階）

〒929-1492 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ 18番地1

(5) 提出方法

直接持参（郵送可）

3 申込資格

- 次の（1）及び（2）全てを満たす者
- (1) 申込物件に自らが居住する住宅を新築する者
 - (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - ア 成年被後見人
 - イ 被補助人、被保佐人、または未成年であって、契約締結のための必要な同意を得てない者
 - ウ 破産者で復権を得ていない者
 - ② 市町村税を滞納している者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する者
 - ④ 団体の活動として破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体またはその役員もしくは構成員
 - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する「観察処分」を受ける団体およびその関係者

4 物件の確認等について

申し込みを希望する者は当該物件を確認することができます。（職員の立会は不要です。）
※現地説明会は予定しておりません。

5 買受者の決定方法等について

先着順で申込みを受付け、審査の後、適合と認められる者を買受者に決定します。

6 契約の締結、売買代金の支払い等について

- (1) 買受者は、宝達志水町（以下「町」という。）が指定する期日までに町と売買契約を締結してください。
- (2) 売買代金は、町が指定する期日までに一括してお支払いください。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。

7 所有権の移転、物件の引渡し等について

- (1) 売買代金が全額支払われた後に所有権移転登記に関する手続きを町が行います。ただし、買受者にて登記手続きを行うことも可能です。※登記手続きは通常2週間程度要します。
- (2) 所有権移転登記手続きが完了した後、現地立会いのうえ、現状有姿での土地を引き渡します。

8 その他注意事項

- (1) 買受者は、売買契約締結後、売却物件の種類、品質または数量が契約に適合しないことを理由として、履行の追完、売買代金の減額、損害賠償請求または契約の解除をすることができません。

- (2) 売買代金支払い完了後、買受者を義務者として課される公租公課は、買受者の負担となります。
- (3) 電気、ガス、ケーブルテレビ及び電話等の引込みに係る手続き及び諸費用は、各々の管理者及び事業者と協議のうえ、全て買受者の負担となります。また、接面道路上の標識の移設等や既設施設、工作物の解体撤去、移設に係る手続き及び諸費用についても、各々の管理者及び事業者と協議のうえ、全て買受者の負担となります。
- (4) 水道及び下水道は本管から引込み済です。
- 土地売却価格の他、水道加入分担金（66,000円）、水道開栓手数料（2,100円）及び下水道受益者分担金（300,000円）は買受者の負担となります。（買受者が「被災者」の場合、被災者支援として、水道加入分担金及び下水道受益者分担金は不要です。ただし、水道開栓手数料は買受者の負担となります。）
- (5) 買受者が売買契約に定める義務を履行しないために町に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 買受者は、購入物件に自らが居住するための住宅を新築するため、町との売買契約締結後1年以内に当該住宅の建築業者と建築の契約を締結し、その後2年以内に居住を開始してください。